

令和7年4月2日
住宅局安心居住推進課

誰もが安心して暮らせるためのモデル的な取組を行う事業者を支援します！ ～「令和7年度 人生100年時代を支える住まい環境整備モデル事業」の募集を開始～

人生100年時代において、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して健康に暮らせる住環境の整備を促進するため、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応したモデル的な取組を実施する民間事業者等を公募し、先導性が認められた事業を支援します。本日より、当該事業を行う民間事業者等の募集を開始します。

1) 支援概要（詳細は別紙参照）

【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】

設定された事業テーマに応じた先導的な取組への支援を行う事業 等

【子育て住宅型】

子育て世帯への住環境の提供と、見守りや自立支援を併せて実施する取組への支援を行う事業

【子育て公営住宅型】

公営住宅ストックを活用し、子どもを産み育てやすい環境を整備する取組への支援を行う事業

2) 応募締切り

【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】

第1回締切り：令和7年6月30日（月）（採択予定時期：9月中旬頃）

第2回締切り：令和7年8月18日（月）（採択予定時期：10月下旬頃）

【子育て住宅型】

締切り：令和7年8月18日（月）（採択予定時期：10月上旬頃までに随時採択）

【子育て公営住宅型】

締切り：令和7年9月10日（水）（採択予定時期：10月下旬頃までに随時採択）

3) 応募方法

- ・応募締切りまでに、以下の事務局へ申請書を電子メールにて提出してください。
- ・募集（応募）要領・様式等は、次のURLから入手または電子メールにてお問い合わせください。

【事務局】 住まい環境整備モデル事業評価事務局

【全事業類型共通】 問合せ用 Email：info [atmark]100nen-sw.mlit.go.jp
（[atmark]を@に変えて送付してください。）

【課題設定型・事業者提案型・事業育成型】 URL：<https://100nen-sw.mlit.go.jp>

【子育て住宅型】【子育て公営住宅型】 URL：<https://100nen-sw.mlit.go.jp/shien/index.html>

【問い合わせ先】

住宅局安心居住推進課 TEL：03-5253-8111



人生100年時代において、ライフステージに応じて変化する居住ニーズに対応して、高齢者、障害者、子育て世帯など誰もが安心して健康に暮らせる住環境の整備を促進するため、モデル的な取組に対して支援を行う。

概要

高齢者・障害者・子育て世帯等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する事業を公募し、先導性が認められた事業の実施について、その費用の一部を支援するもの

【事業①～⑤共通の補助要件】

- 新たな技術やシステムの導入に資するものであること、多様な世帯の互助や交流の促進に資するものであること
又は子育て世帯向け住宅等の住まい環境整備を行うものであること
- 住宅・建築物の新築を行う場合は、原則として省エネ基準に適合すること
- 住宅の整備を行う場合は、住宅以外の機能の整備(シェアハウス等における住宅内の共同空間の整備を含む。)をあわせて行うものであること

【補助内容】

補助率：建設工事費(建設・取得)1/10、改修工事費2/3、技術の検証費2/3 等
 上限額：3億円／案件(①課題設定型・②事業者提案型・④子育て住宅型・⑤子育て公営住宅型)
 500万円／案件(③事業育成型)

【期限】 令和6年度～令和10年度

事業内容

①課題設定型

設定された事業テーマに応じた先導的な取組への支援を行う事業

<事業テーマ>

1. 子育て世帯向け住環境の整備 (例: 子育て支援施設、ひとり親向けシェアハウス、IoT活用等による子供の見守り、こども食堂 など)
2. 多様な世帯の互助を促進する地域交流拠点の整備 (例: 共同リビング、こども食堂、障害者就労の組合せ など)
3. 長く健康に暮らせる高齢者住環境の整備 (例: 仕事、役割、介護予防、看取り など)
4. 住宅団地の再生につながる地域の居住継続機能の整備 (例: 子育て支援施設、多世代交流拠点、シェアオフィス など)

②事業者提案型

事業者が事業テーマを提案して行う先導的な取組への支援を行う事業

③事業育成型

上記①②の事業化に向けた、調査・検討を支援する事業

④子育て住宅型※

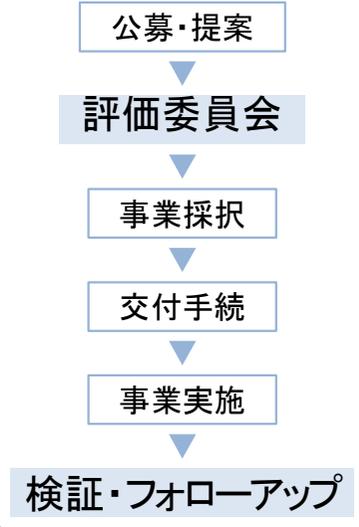
子育て世帯への住環境の提供と、見守りや自立支援を併せて実施する取組への支援を行う事業

⑤子育て公営住宅型※

公営住宅ストックを活用し、子どもを産み育てやすい環境を整備する取組への支援を行う事業

※評価委員会が定めた要件への適合を評価事務局が審査

事業の流れ



※土砂災害特別警戒区域及び災害危険区域(急傾斜地崩壊危険区域若しくは地すべり防止区域と重複する区域に限る)における住宅の新築は、原則、補助対象外
 ※「立地適正化計画区域内の居住誘導区域外」かつ「災害レッドゾーン内」で建設された住宅のうち、3戸以上のもので、都市再生特別措置法に基づく市町村長の勧告に従わなかった旨の公表にかかるものは、原則、補助対象外
 ※以下の(i)かつ(ii)に該当する区域に立地している住宅の新築は、原則、補助対象外
 (i)市街化調整区域
 (ii)土砂災害警戒区域又は浸水想定区域(洪水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域における浸水想定高さ3m以上の区域に限る)